KEL
KANEMATSU ELECTRONICS LTD.

第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時
（当日の受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

開催場所

東京都中央区京橋
2丁目13番10号
京橋MIDビル
当社7階セミナールーム

議決権行使書提出期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時20分まで

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案　取締役（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

目　次

■ 第52回定時株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 5

添付書類

■ 事業報告 …… 23
■ 連結計算書類 …… 38
■ 計算書類 …… 41
■ 監査報告書 …… 44

兼松エレクトロニクス株式会社

証券コード　8096

証券コード　8096
2020年６月２日

株 主 各 位

東京都中央区京橋２丁目13番10号
兼松エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長　渡　辺　　亮

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、新型コロナウィルス感染防止の観点から、本総会につきましては、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、会場の設営、議事の進行などにおいて適切な対策を講じたうえで開催をさせていただきます。

また、本年より事前の議決権行使において、従来の書面による方法以外にインターネットによる行使の方法もご利用可能となりました。

当日ご出席願えない場合は、「議決権行使のご案内」（３頁～４頁）をご参照のうえ、2020年６月18日（木曜日）午後５時20分までに、いずれかの方法で議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.	日　時	**2020年６月19日（金曜日）午前10時** （当日の受付開始時刻は午前９時を予定しております。）
2.	場　所	東京都中央区京橋２丁目13番10号京橋MIDビル 当社７階セミナールーム
3.	目的事項	**報告事項** 1. 第52期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第52期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項** 第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第４号議案　取締役（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

以上

（お願い）

◎　当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.kel.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

◎　株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kel.co.jp/）に掲載させていただきます。

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合

株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2020年６月19日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2020年６月18日（木曜日）午後５時20分必着

インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2020年６月18日（木曜日）午後５時20分まで

ご注意事項

※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえご利用いただきますようお願い申しあげます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

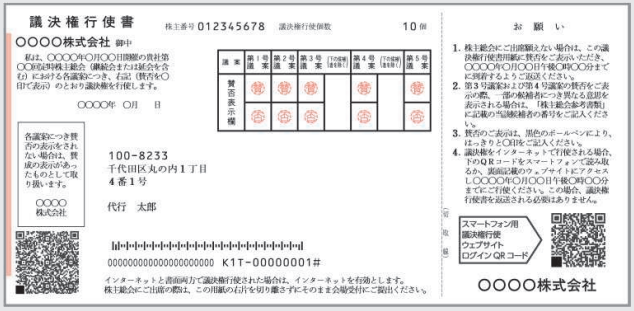

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。

1 WEBサイトへアクセス

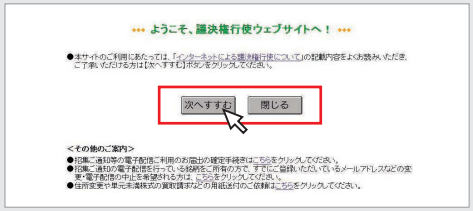

2 ログインする

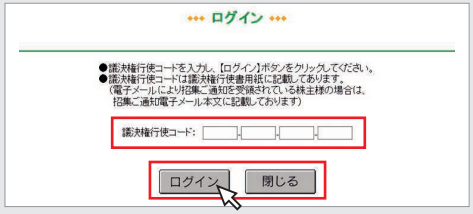

3 パスワードの入力

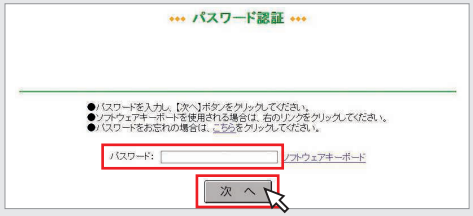

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を変更案のとおりに改めたいと存じます。

１．変更の理由

（１）当社は、今般ガバナンス体制を見直すこととし、経営の意思決定の迅速化および、監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図るとともに、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を導入することといたしました。
執行役員制度の拡充に伴い、執行役員に関する規定を新設するものであります。

（２）執行役員制度の導入に伴い、役付取締役は会長、社長のみとし、副社長、専務、常務およびその他の役位は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除等、所要の変更を行うものです。

（３）BCPを踏まえた機動的な株主総会運営を図るため、株主総会の開催地の記載を削除し、あわせて会社法上で定められている事項を削除のうえ、整理を行うものです。

（４）上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
（招　集）	（招　集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は毎年４月１日から３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。	第 12 条（現行どおり）
２．株主総会は、本店所在地または東京都区内において開催する。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（議 事 録） 第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	（削　除）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 17 条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役、取締役会および執行役員
（取締役の定員） 第 19 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。	（削　除）
第 20 条～第 21 条（条文省略）	第 18 条～第 19 条（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第 22 条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役） 第 20 条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集権者および議長） 第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。 2．前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の招集権者および議長） 第 21 条（現行どおり）
（取締役会の招集通知および決議） 第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2．前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3．取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 4．当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の招集通知および決議） 第 22 条（現行どおり） （現行どおり） （削　　除） 3．当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第 25 条～第 26 条（条文省略）	第 23 条～第 24 条（現行どおり）
（議 事 録） 第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。 2．第24条第４項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（取締役の責任免除） 第 29 条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（取締役の責任免除） 第 25 条（現行どおり）
（新　　設）	（執行役員） 第 26 条　取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。 ２．取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。
第５章　　監査等委員会	第５章　　監査等委員会
第 30 条～第 32 条（条文省略）	第 27 条～第 29 条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
(議 事 録) 第 33 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。	(削　除)
第6章　　会計監査人	(削　除)
(会計監査人の選任方法) 第 34 条　会計監査人は、株主総会において選任する。	(削　除)
(会計監査人の任期) 第 35 条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	(削　除)
第7章　　計　　算	第6章　　計　　算
第 36 条～第 39 条（条文省略）	第 30 条～第 33 条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	渡辺亮（わたなべ あきら） 再任		代表取締役社長	100% 13回／13回
2	作山信好（さくやま のぶよし） 再任		専務取締役 本社機構担当	100% 13回／13回
3	鈴木勝人（すずき まさと） 再任		取締役 技術・サービス部門担当 兼 システム本部長 兼 テクニカルサービス本部長	100% 13回／13回
4	原田雅弘（はらだ まさひろ） 再任		取締役	100% 13回／13回

候補者の有する当社の株式数
7,100株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
7年

1 渡辺（わたなべ） 亮（あきら）（1965年３月27日生） 再任

略歴、地位および担当

1991年４月　当社入社
2003年４月　第二ソリューション営業本部製造営業第二部長
2008年４月　第二ソリューション営業本部長
2011年４月　執行役員
2013年６月　取締役
2017年４月　常務取締役
2019年４月　代表取締役社長　現在に至る

取締役候補者とした理由

当社の営業部門において豊富な業務経験を有し、2013年６月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。

候補者の有する当社の株式数
3,600株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
4年

2 作山（さくやま） 信好（のぶよし）（1960年８月20日生） 再任

略歴、地位および担当

1984年４月　兼松株式会社入社
2005年７月　同社主計部長
2010年７月　同社主計部長兼財務部長
2012年６月　同社取締役
2014年６月　当社監査役
2014年６月　兼松株式会社取締役常務執行役員財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当
2015年６月　カネヨウ株式会社監査役
2016年６月　当社取締役
2017年６月　専務取締役　現在に至る
（現担当業務）　本社機構担当

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、2016年６月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。

候補者の有する当社の株式数
5,500株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
4年

3 鈴木（すずき） 勝人（まさと）（1962年4月29日生）

再任

略歴、地位および担当

1991年9月　当社入社
2007年4月　大阪支社大阪システム開発本部ソリューションシステム部長
2010年11月　システム本部副本部長
2013年4月　システム本部長
2015年4月　執行役員
2016年6月　取締役　現在に至る
2019年4月　ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社　代表取締役社長　現在に至る
（現担当業務）　技術・サービス部門担当兼システム本部長兼テクニカルサービス本部長

重要な兼職の状況

ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の技術・サービス部門において豊富な業務経験を有し、2016年6月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。

候補者の有する当社の株式数
0株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
3年

4 原田（はらだ） 雅弘（まさひろ）（1961年4月13日生）

再任

略歴、地位および担当

1985年4月　兼松株式会社入社
2004年4月　同社デバイスカンパニー　セミコンダクター装置本部装置第二部統括部長
2011年4月　兼松（中国）有限公司董事兼副総経理兼上海支店長
2014年4月　同社総経理
2015年4月　兼松株式会社電子・デバイス部門部門長補佐
2016年6月　同社執行役員 電子・デバイス部門副部門長
2017年6月　当社取締役　現在に至る
2017年6月　兼松株式会社執行役員　電子・デバイス部門長
2018年6月　兼松株式会社上席執行役員　電子・デバイス部門長　現在に至る

重要な兼職の状況

兼松株式会社　上席執行役員
兼松コミュニケーションズ株式会社　取締役
兼松フューチャーテックソリューションズ株式会社　取締役

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、2017年6月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．原田雅弘氏は、過去5年間かつ現在に至るまで、当社の親会社である兼松株式会社の業務執行者であります。
3．当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、原田雅弘氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお本議案が承認可決され、原田雅弘氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります
4．監査等委員会の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任についての意見の概要
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から検討を行いました。
その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
1	髙橋（たかはし）　薫（かおる）　再任	取締役　監査等委員（常勤）	100% 13回／13回	100% 13回／13回
2	加藤研一（かとうけんいち）　再任　社外　独立	取締役　監査等委員	100% 13回／13回	100% 13回／13回
3	藤本光二（ふじもとこうじ）　再任　社外　独立	取締役　監査等委員	100% 13回／13回	100% 13回／13回
4	栗林美保（くりばやしみほ）　新任　社外　独立	—	—	—

候補者の有する当社の株式数
9,200株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
4年

1 髙橋（たかはし） 薫（かおる）（1954年11月26日生） 再任

略歴、地位および担当

1981年9月　当社入社
2005年4月　経理部長
2012年4月　兼松電子（成都）有限公司総経理
2015年4月　当社業務審査部長
2016年6月　取締役（監査等委員）　現在に至る

取締役候補者とした理由

当社の本社機構部門における豊富な業務経験と、財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

候補者の有する当社の株式数
0株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
4年

2 加藤（かとう） 研一（けんいち）（1959年4月21日生）

再任　社外　独立

略歴、地位および担当

1983年4月　積水化学工業株式会社入社
1997年3月　経団連出向
2000年4月　積水化学工業株式会社情報企画部課長
2005年12月　Sekisui SPR Americas 営業部長
2008年1月　株式会社積水インテグレーテッドリサーチ部長
2015年4月　公益社団法人新化学技術推進協会部長研究員
2015年6月　当社監査役
2016年6月　当社取締役（監査等委員）　現在に至る
2018年4月　積水化学工業株式会社開発推進センター部長
2019年8月　一般財団法人　総合研究奨励会主任研究員　現在に至る

重要な兼職の状況

一般財団法人　総合研究奨励会　主任研究員

社外取締役候補者とした理由

各分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

株主の皆様へのメッセージ

兼松エレクトロニクスを取り巻く市場環境が大きく変動する中、利潤の追求と適法性の遵守という両輪を注視しながら、当社の持続的発展に資するよう、独立社外取締役としての任務を果たしてまいりたいと存じます。

候補者の有する当社の株式数
0株

取締役会出席回数
13回／13回（100%）

取締役在任期間
3年

3 藤本（ふじもと） 光二（こうじ）（1976年5月21日生）

再任　社外　独立

略歴、地位および担当

1999年10月　中央監査法人入社
2003年4月　公認会計士登録　現在に至る
2006年9月　藤本節雄税理士事務所入所
藤本会計事務所開設 現在に至る
2006年10月　税理士登録　現在に至る
2007年3月　株式会社エフ・エム・シー代表取締役　現在に至る
2013年8月　藤本光二税理士事務所開設
2017年6月　当社取締役（監査等委員）　現在に至る
2020年4月　税理士法人藤本会計事務所開設 現在に至る

重要な兼職の状況

税理士法人藤本会計事務所　所長

社外取締役候補者とした理由

長年の公認会計士および税理士としての経験と財務会計知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

株主の皆様へのメッセージ

企業価値を向上させるためには、激動する業界にあわせて、会社も変化していく必要があります。意思決定の透明性、公正性を担保しつつ、積極的なチャレンジを後押しする「攻めのガバナンス」の実現に向け、尽力いたします。

候補者の有する当社の株式数
0株

4 栗林（くりばやし） 美保（み ほ）（1955年5月3日生）

新任　社外　独立

略歴、地位および担当

1983年4月　東京弁護士会弁護士登録
1984年4月　慶應義塾大学司法研究室講師
1993年4月　慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師
1998年4月　明海大学不動産学部非常勤講師
2000年4月　東京簡易裁判所民事調停委員
2001年4月　桐蔭横浜大学法学部非常勤講師
2001年4月　大田区男女平等推進区民会議会長
2004年4月　慶應義塾大学法務研究科教授（法科大学院）
2008年9月　ロンドン大学クイーンメリーカレッジ
2010年4月　東京弁護士会人権擁護委員会委員　現在に至る
2011年1月　防衛省防衛人事審議会委員（職員処遇問題部会）
2011年4月　慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師
2012年4月　東京家庭裁判所家事調停委員（相続関係）　現在に至る
2018年6月　防衛省防衛人事審議会会長　現在に至る

重要な兼職の状況

東京弁護士会人権擁護委員会委員
防衛省防衛人事審議会会長
東京家庭裁判所家事調停委員（相続関係）

社外取締役候補者とした理由

長年の弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役候補者として選任しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

株主の皆様へのメッセージ

法律実務家として様々な事案に触れ、その解決の道を考えてきたことや法科大学院等で民事法を体系的に教えた経験を最大限に活かすとともに、社外取締役としての責務を十分に果たすため、日々研鑽を重ねる所存です。

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．加藤研一、藤本光二、栗林美保の３氏は、社外取締役候補者であります。
３．加藤研一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
４．藤本光二氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
５．加藤研一、藤本光二、栗林美保の３氏は東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。
６．当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、加藤研一、藤本光二の両氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、加藤研一、藤本光二の両氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。また、栗林美保氏が選任された場合、同様に上記責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」においてご承認をお願いしております当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額250,000千円以内。）とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は３名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から退任する日（なお、「退任」とは、当社の取締役および執行役員のいずれでもなくなる日とする。）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

（3）本割当株式の無償取得

対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、本議案については、監査等委員会より賛成の意見を得ております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、2017年６月20日開催の定時株主総会において、年額350,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案でご承認をお願いする取締役の員数が減少すること、および第４号議案でご承認をお願いする新たな譲渡制限付株式の交付のための報酬を本報酬額とは別枠で支給することから、取締役の報酬額を減額して年額250,000千円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、本議案は、第４号議案「取締役（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案については、監査等委員会より賛成の意見を得ております。

第２号議案が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名となります。

以　上

事業報告 <2019年４月１日から2020年３月31日まで>

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、長引く米中の通商問題を巡る動向や、国内外において拡大の様相を呈する新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響などにより、景気の先行きは一層不透明感を増しております。

国内ＩＴ業界におきましては、デジタルトランスフォーメーションをキーワードとして、戦略的なＩＴ投資に対する需要の高まりに加え、働き方改革を契機とした業務効率化を目的とするシステム投資が増加傾向にあることなどから、事業環境は堅調に推移しました。

このような環境の中、当社グループは引き続き、培ってきた技術力をベースとしたインフラ構築ビジネスの展開に加え、ビジネスの基盤である「仮想化」「セキュリティ」などのソリューションビジネスに注力してまいりました。

具体的には、働き方改革の一環として堅調な仮想デスクトップ（ＶＤＩ）環境の構築や企業内のデータ量の増大に伴い設備投資が旺盛なストレージ基盤の構築ビジネスに加え、サービス提供型ビジネスの拡充などにも注力しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、719億６千１百万円となり、前年同期比45億６千５百万円（前年同期比 6.8％増）の増収となりました。営業利益は、109億３千３百万円となり、前年同期比８億５千８百万円（前年同期比 8.5％増）の増益、経常利益は、109億９千９百万円となり、前年同期比８億７千３百万円（前年同期比 8.6％増）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は73億８千７百万円となり、前年同期比６億４千８百万円（前年同期比 9.6％増）の増益となりました。

セグメントの状況

＜システム事業＞

システム事業の売上高は、521億３百万円となり、製造業や流通業向けのサーバー関連事業、高付加価値のストレージ関連事業が堅調に推移したことから、前年同期比34億５千１百万円（前年同期比 7.1％増）の増収、営業利益は、71億５千２百万円となり、前年同期比９億５千１百万円（前年同期比 15.3％増）の増益となりました。

＜サービス・サポート事業＞

サービス・サポート事業の売上高は、198億５千８百万円となり、サーバー関連の保守契約売上や、システム構築案件に伴う作業代収入などの増加により、前年同期比11億１千４百万円（前年同期比 5.9％増）の増収、営業利益は、技術センター移転による一過性の費用増加などもあり38億２千２百万円、前年同期比６千５百万円（前年同期比 1.7％減）の減益となりました。

セグメント別売上高

期別 / 部門	2018年度（第 51 期）		2019年度（第 52 期）		対前期比較増減	対前期比較増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
システム事業	48,651	72.2	52,103	72.4	3,451	7.1
サービス・サポート事業	18,744	27.8	19,858	27.6	1,114	5.9
合計	67,396	100.0	71,961	100.0	4,565	6.8

(2) 設備投資等の状況

① 重要な設備の新設等

特に記載する事項はありません。

② 重要な設備の売却等

特に記載する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

近年のＩＴ市場は、「働き方改革」「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）」の取り組みを背景に、デジタル投資の拡大が進んでおります。また、企業の戦略的なＩＴ投資に加え、生産性向上や効率化・省力化を目的としたシステム投資需要は堅調に推移するものと予想されます。

こうした環境の中、お客様のＩＴ投資への要望は高度化・複雑化が進むとともに、多くの企業で「所有」から「利用」へのクラウドシフトが行われており、ビジネス形態は急速に変化しつつあります。

当社グループは、既存のビジネス領域を拡充して最適なＩＣＴ環境の提供を目指すとともに、常に先見性を持ち、最先端で有効なサービスを提供するための優れた人材の確保や技術力の向上を図ってまいります。また、お客様の戦略的パートナーとしての総合的な関係を確立するため、幅広いサービス提供のための投資、アライアンスなども積極的に実施することで、企業価値の向上と持続的な成長に努めてまいります。

ご参考

中期経営計画の進捗状況について（2020年３月期～2022年３月期）

当社グループは、2020年３月期から2022年３月期までの3年間を対象期間とする中期経営計画をスタートしました。この３ヵ年は、更なる飛躍を期するための「地固めの期間」と位置づけ、収益の拡大と人材投資および資本提携等の投資をバランス良く実施することを重点施策に据え、事業に取り組んでまいりました。

初年度となる2020年3月期は、国内企業において、戦略的なＩＴ投資が旺盛であったことに加え、業務効率化を目的とするシステム投資が増加するなど、堅調な事業環境で推移しました。そうした環境下、当社グループの強みである「仮想化」や「セキュリティ」を基軸としたインフラ構築ビジネスを推進するとともに、サービス提供型ビジネスの拡充にも注力し、順調な成果・手応えを得ています。

重点施策

1 既存事業領域を拡充することで最適なICT環境を提供

～インフラ構築ビジネスの展開に加え、運用サービスの質の向上など、
アプリケーション開発以外のビジネス領域の拡充～

**2 エンドユーザーへのビジネスをさらに強化し、
お客様の戦略的パートナーとしての総合的な関係を確立**

3 技術革新によるICT環境の高度化、複雑化への柔軟な対応

～アライアンスによるマルチクラウドやデジタルトランスフォーメーション（DX）、
柔軟なITサービスなどへの取り組み～

4 持続的な成長のための企業インフラの整備、強化

～人材確保のための積極的な取り組みやアライアンスパートナーへの業務提携を前提とした投資～

数値目標（最終年度）

経常利益	ROE	配当方針	成長のための投資
120億円	12%以上	継続的な安定配当による 株主への利益還元 ～配当性向50%以上～	成長のための投資 3ヵ年で合計 100億円程度

成長のための投資（3ヵ年で合計100億円程度）

数値目標として「成長のための投資：3ヵ年で合計100億円程度」を掲げており、初年度は各投資計画に対する施策を着実に実行してまいりました。今後、これらの投資を収益につなげるべく事業に取り組んでまいります。

また、透明性の高いガバナンス体制の確立、生産性向上、人材確保への積極的な取り組みなど、企業インフラの整備も継続して進めてまいります。

	投資計画	初年度の進捗状況
事業基盤の強化	▪ 技術力の確保を図るためのアライアンス強化 ▪ クラウド対応など柔軟なITサービス提供のための投資 ▪ 運用サービスの質の向上	▪「KEL Custom Cloud」サービス提供開始 ▪ KELリモートサービスセンターを開設 ▪ KEL Briefing Center（KBC）東京・大阪にハイブリッド／マルチクラウドのデモ環境を構築 ▪ グローバルでのパートナーシップを締結
企業インフラの整備	▪ 社内システムの更改 ▪ 技術センター移転に伴う投資	▪ 社内システム更改、KELグループ向けの設計・開発を完了 ▪ 技術センター移転を完了（7月）
人材確保のための投資	▪ 人事制度改革 ▪ 働き方改革、健康経営、生産性向上に向けた取り組み	▪ 人事制度改革の方針決定 ▪ リモートワーク、時差出勤の推奨、プラスワン休暇の励行 ▪ 服装自由化　▪ 新卒採用人数の増加

各施策に対する今後の取り組み

お客様の競争力を支えるITインフラ提供による囲い込み戦略

- 従業課金サービス「KEL Custom Cloud」の横展開
- KELリモートサービスセンターのサービス開始
- KEL Briefing Center（KBC）ハイブリッド／マルチクラウド環境の整備とメニュー拡充

事業領域の拡充と、特定業種・業態へのビジネス強化

- グローバルパートナーとの資本提携を見据えた関係強化
- 文教/医療/公益企業のビジネス推進のための組織化
- 技術力確保のためのアライアンス先の選定
- 新型コロナウイルス対策としてのVDIやネットワーク増強、セキュリティ強化支援

透明性の高いガバナンス体制、生産性向上、人材確保の取り組み

- ガバナンス体制の変更、執行役員制度の導入
- 新人事制度の導入
- 社内システム更改に向けたデータ移行検証、全社ユーザー教育

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載する事項はありません。

(6) 財産および損益の状況

区分 ＼ 年度		2016年度（第49期）	2017年度（第50期）	2018年度（第51期）	2019年度（当連結会計年度）（第52期）
売上高	（百万円）	64,166	62,251	67,396	71,961
経常利益	（百万円）	8,484	9,636	10,125	10,999
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	5,264	6,492	6,739	7,387
１株当たり当期純利益	（円）	184.09	227.02	235.66	258.33
総資産	（百万円）	61,193	63,789	68,170	71,791
純資産	（百万円）	41,999	45,914	49,422	52,914

（注）１．１株当たり当期純利益は、平均自己株式数を除いた平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２．2019年度（第52期）の概況につきましては、前記（1）「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは情報機器専門商社として、電子情報処理関連機器およびそれらを利用した産業関連機器の輸出入取引ならびに国内取引を主要業務とし、ソフトウェア、ハードウェアの開発、保守ならびに修理業務をあわせて営んでおります。

事業区分	主要な事業の内容
システム事業	総合情報システムの提案、システムインテグレーション、ネットワークインテグレーション、ソフトウェア開発等
サービス・サポート事業	運用管理サービス、アウトソーシングサービス、システムの保守サービス

(8) 主要な営業所

① 当社

名　称	所在地
本社	東京都中央区
技術センター	東京都江東区
大阪支社	大阪市中央区
名古屋支店	名古屋市中区
福岡支店	福岡市博多区
札幌支店	札幌市中央区
仙台営業所	仙台市青葉区

② 子会社

名　称	所在地
日本オフィス・システム株式会社	本社（東京都江東区）
ケー・イー・エルテクニカル サービス株式会社	本社（東京都江東区）
Kanematsu Electronics （Thailand）Ltd.	本社（タイ）
兼松電子（成都）有限公司	本社（中国）
株式会社ｉ－ＮＯＳ	本社（東京都江東区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,274 (名)	30 (名)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
403 (名)	(△) 12 (名)	41.0 (才)	13.4 (年)

(注) 従業員数には、出向者１名を含んでおります。

（10）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は兼松株式会社（資本金27,781百万円）で、同社は当社の株式を16,554千株（議決権比率57.95％）所有しております。当連結会計年度の兼松株式会社からの仕入高は、１億７千１百万円であり、仕入高に占める割合は0.50％であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本オフィス・システム株式会社	(百万円) 100	(%) 100.00	情報サービス事業およびシステム販売事業
ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社	(百万円) 30	(%) 100.00	通信機器、計測機器、情報処理機器、医用機器およびコンピュータソフトウェアの売買、賃貸、保守、開発、製造
Kanematsu Electronics (Thailand) Ltd.	(百万泰バーツ) 30	(%) 49.00	ＩＴインフラ機器類の販売・構築・保守・運用サービスの提供、製造業向けの設計業務支援・請負
兼松電子（成都）有限公司	(千米ドル) 3,100	(%) 100.00	電子回路・機構部品等の設計開発受託およびコンピュータおよびコンピュータ周辺機器の販売・構築・保守・運用
株式会社ｉ－ＮＯＳ	(百万円) 100	(%) 100.00	企業システムの保守・運用サービス、ソフトウェア開発、ネットワークの設計・構築などの支援業務および技術者提供

（注）１．Kanematsu Electronics（Thailand）Ltd.の持分は、100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため連結の範囲に含めております。
２．株式会社ｉ－ＮＯＳに対する当社の議決権比率は、全て子会社の日本オフィス・システム株式会社を通じての間接所有によるものであります。

③ その他の関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
メモレックスリース株式会社	(百万円) 10	(%) 40.00	コンピュータおよびコンピュータ周辺機器、通信機器、事務機器の売買、レンタルおよびリース、保守サービス業務

（11）主要な借入先

特に記載する事項はありません。

（12）剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益還元につきましては、長期的な企業成長の基盤強化に努め、安定的かつ継続的な配当をしていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、2020年３月期の期末配当金につきましては、１株当たり70円とさせていただきます。また、2019年12月に中間配当金として65円の配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は135円（連結配当性向52.3%）となります。

次期の配当金につきましては、安定的かつ継続的な配当をしていくことを基本方針とし、中期経営計画での配当方針である「配当性向50%以上」を継続する予定ですが、業績予想を精査中のため、現時点では未定としております。今後、業績予想の合理的な算定が可能となった時点で開示することといたします。

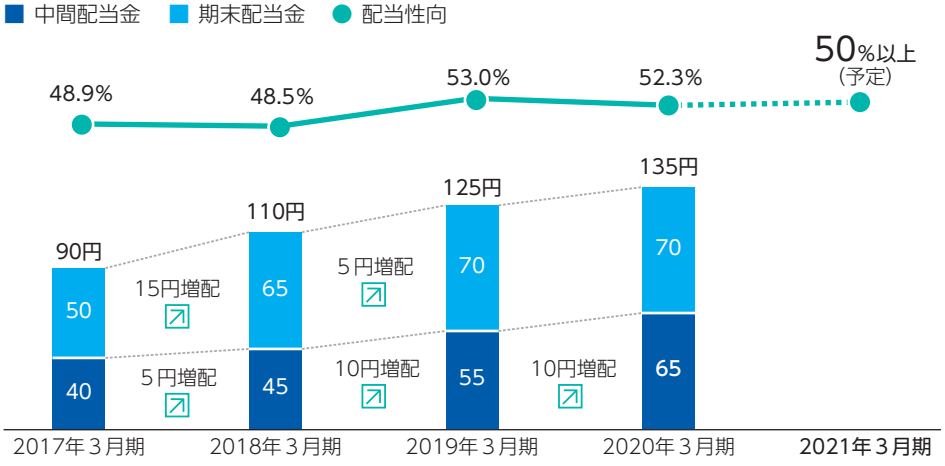

（13）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 42,206,000株

(2) 発行済株式の総数 28,633,952株

(3) 株主数 8,883名 (前期末比 3,277名増)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	(千株)	(%)
兼松株式会社	16,554	57.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,225	4.28
第一生命保険株式会社	750	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	747	2.61
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	513	1.79
GOVERNMENT OF NORWAY	371	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	228	0.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	226	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	216	0.76
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	210	0.74

(注) 持株比率については、自己株式(36,532株)を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡辺　　亮	
専務取締役	作山　信好	本社機構担当
専務取締役	戸田　克則	日本オフィス・システム株式会社代表取締役社長
取締役	鈴木　勝人	技術・サービス部門担当兼システム本部長兼テクニカルサービス本部長兼ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社代表取締役社長
取締役	田中　康雄	東日本営業部門担当兼ビジネス開発本部長兼ドキュメント&サプライ室長
取締役	近藤　壮一	西日本営業部門担当兼大阪支社長兼大阪総務部長
取締役	岡崎　恭弘	経営企画室長兼経理部長
取締役	原田　雅弘	兼松株式会社上席執行役員兼兼松コミュニケーションズ株式会社取締役兼兼松フューチャーテックソリューションズ株式会社取締役
取締役（常勤監査等委員）	髙橋　　薫	
取締役（監査等委員）	栗林　信介	トニカ法律事務所所長兼創価大学法科大学院教授兼慶應義塾大学病院治験審査委員会委員兼公益財団法人ジェスク音楽文化振興会監事兼一般社団法人日本クラシック音楽事業協会監事
取締役（監査等委員）	加藤　研一	一般財団法人総合研究奨励会主任研究員
取締役（監査等委員）	藤本　光二	藤本会計事務所所長

（注）1．取締役　栗林信介氏、加藤研一氏、藤本光二氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．取締役　栗林信介氏、加藤研一氏、藤本光二氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3．監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、監査室との密な連携を図るため、監査等委員の髙橋薫氏を常勤監査等委員に選定しています。
4．取締役（常勤監査等委員）　髙橋薫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役（監査等委員）　藤本光二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．2019年６月20日開催の第51回定時株主総会において、田中康雄氏、近藤壮一氏、岡崎恭弘氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。なお、同総会終結の時をもって、菊川泰宏氏、酒井峰夫氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づいて、原田雅弘氏、栗林信介氏、加藤研一氏、藤本光二氏との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 会社役員の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役 (監査等委員を除く)	名 10	268,650千円 (うち社外取締役　－名　　－千円)
取　締　役 (監査等委員)	4	37,200千円 (うち社外取締役　3名　18,000千円)
計	14	305,850千円

(注) 1．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年６月20日開催の第49回定時株主総会において、年額350,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）と決議いただいております。
2．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月17日開催の第48回定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議いただいております。
3．上記報酬等の総額には役員賞与支給予定額150,000千円（取締役（監査等委員を除く）：150,000千円、取締役（監査等委員）：支給を予定しておりません。）が含まれております。
4．上記、報酬等の総額に含まれていない支払額
使用人兼務取締役に対する使用人報酬相当額　81,950千円

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

5 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況および当該他の法人等との関係

特に記載する事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員との重要な兼職状況および当該他の法人等との関係

特に記載する事項はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

特に記載する事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏　名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	栗林　信介	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、監査等委員として12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項等の協議を行っております。
取締役 (監査等委員)	加藤　研一	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、監査等委員として13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項等の協議を行っております。
取締役 (監査等委員)	藤本　光二	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、監査等委員として13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項等の協議を行っております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

59,300千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

59,300千円

（注）1．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

特に記載する事項はありません。

(5) 子会社の監査の状況

特に記載する事項はありません。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）　本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 （2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**65,740,321**
現金及び預金	43,010,322
受取手形及び売掛金	16,832,325
リース投資資産	14,538
たな卸資産	2,117,047
その他	3,766,087
固定資産	**6,050,752**
有形固定資産	**2,113,714**
建物及び構築物	1,187,523
その他	926,190
無形固定資産	**759,759**
その他	759,759
投資その他の資産	**3,177,278**
投資有価証券	849,597
繰延税金資産	1,380,970
その他	954,834
貸倒引当金	△8,124
資産合計	**71,791,073**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**16,594,952**
支払手形及び買掛金	7,575,078
未払法人税等	1,930,689
前受収益	3,195,571
賞与引当金	1,180,934
役員賞与引当金	175,631
その他	2,537,047
固定負債	**2,281,181**
退職給付に係る負債	1,655,597
資産除去債務	586,971
その他	38,612
負債合計	**18,876,133**
純資産の部	
株主資本	**52,392,252**
資本金	**9,031,257**
資本剰余金	**7,112,350**
利益剰余金	**36,280,689**
自己株式	**△32,045**
その他の包括利益累計額	**471,691**
その他有価証券評価差額金	**179,401**
繰延ヘッジ損益	**△334**
為替換算調整勘定	**74,762**
退職給付に係る調整累計額	**217,861**
非支配株主持分	**50,996**
純資産合計	**52,914,939**
負債及び純資産合計	**71,791,073**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**71,961,712**
売上原価		**51,477,104**
売上総利益		**20,484,607**
販売費及び一般管理費		**9,550,791**
営業利益		**10,933,816**
営業外収益		
受取利息	5,713	
受取配当金	14,400	
助成金収入	13,375	
雑収入	36,472	69,962
営業外費用		
支払利息	360	
雑支出	4,231	4,592
経常利益		**10,999,186**
特別利益		
固定資産売却益	1,354	
投資有価証券売却益	960	
ゴルフ会員権売却益	306	2,621
特別損失		
固定資産処分損	4,009	
固定資産売却損	4,130	
投資有価証券評価損	3,539	11,678
税金等調整前当期純利益		**10,990,128**
法人税、住民税及び事業税	3,619,669	
法人税等調整額	△16,696	3,602,973
当期純利益		**7,387,155**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△388**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,387,543**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,031,257	7,112,350	32,753,825	△31,125	48,866,308
当期変動額					
剰余金の配当			△3,860,679		△3,860,679
親会社株主に帰属する当期純利益			7,387,543		7,387,543
自己株式の取得				△920	△920
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	3,526,864	△920	3,525,943
当期末残高	9,031,257	7,112,350	36,280,689	△32,045	52,392,252

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	172,708	△7	79,952	250,159	502,813	53,672	49,422,793
当期変動額							
剰余金の配当							△3,860,679
親会社株主に帰属する当期純利益							7,387,543
自己株式の取得							△920
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,692	△326	△5,189	△32,297	△31,121	△2,675	△33,797
当期変動額合計	6,692	△326	△5,189	△32,297	△31,121	△2,675	3,492,146
当期末残高	179,401	△334	74,762	217,861	471,691	50,996	52,914,939

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 （2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資 産 の 部	
流動資産	**52,435,967**
現金及び預金	31,196,572
受取手形	659,298
売掛金	14,932,287
リース投資資産	14,538
商品	1,950,331
前払費用	2,776,723
未収入金	906,216
固定資産	**7,950,778**
有形固定資産	**935,073**
建物	265,443
器具備品	464,170
その他	205,459
無形固定資産	**927,538**
ソフトウエア	341,069
その他	586,469
投資その他の資産	**6,088,167**
投資有価証券	848,519
関係会社株式	3,912,264
関係会社出資金	155,168
破産更生債権等	480
繰延税金資産	541,912
差入保証金	541,359
その他	96,587
貸倒引当金	△8,124
資産合計	**60,386,746**

科　目	金　額
負 債 の 部	
流動負債	**15,412,649**
買掛金	6,932,819
未払費用	2,988,945
未払法人税等	1,259,849
預り金	68,280
前受収益	2,967,108
賞与引当金	520,000
役員賞与引当金	150,000
その他	525,647
固定負債	**866,970**
退職給付引当金	610,045
資産除去債務	155,320
その他	101,604
負債合計	**16,279,619**
純 資 産 の 部	
株主資本	**43,927,559**
資本金	**9,031,257**
資本剰余金	**8,177,299**
資本準備金	8,177,299
利益剰余金	**26,751,047**
利益準備金	360,407
その他利益剰余金	26,390,640
別途積立金	1,628,000
繰越利益剰余金	24,762,640
自己株式	**△32,045**
評価・換算差額等	**179,567**
その他有価証券評価差額金	**179,901**
繰延ヘッジ損益	**△334**
純資産合計	**44,107,126**
負債及び純資産合計	**60,386,746**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**62,445,434**
売上原価		**47,637,029**
売上総利益		**14,808,404**
販売費及び一般管理費		**7,736,347**
営業利益		**7,072,057**
営業外収益		
受取利息	4,311	
受取配当金	1,168,123	
業務受託手数料	53,546	
助成金収入	6,134	
雑収入	27,525	1,259,640
営業外費用		
支払利息	163	
雑支出	3,062	3,225
経常利益		**8,328,472**
特別利益		
固定資産売却益	1,354	
投資有価証券売却益	960	
ゴルフ会員権売却益	306	2,621
特別損失		
固定資産処分損	3,163	
固定資産売却損	4,130	
関係会社株式評価損	3,539	10,833
税引前当期純利益		**8,320,260**
法人税、住民税及び事業税	2,295,143	
法人税等調整額	△20,205	2,274,938
当期純利益		**6,045,321**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	9,031,257	8,177,299	360,407	1,628,000	22,577,998	△31,125	41,743,837
当期変動額							
剰余金の配当					△3,860,679		△3,860,679
当期純利益					6,045,321		6,045,321
自己株式の取得						△920	△920
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	—	2,184,642	△920	2,183,721
当期末残高	9,031,257	8,177,299	360,407	1,628,000	24,762,640	△32,045	43,927,559

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	173,053	△7	173,045	41,916,883
当期変動額				
剰余金の配当				△3,860,679
当期純利益				6,045,321
自己株式の取得				△920
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,848	△326	6,521	6,521
当期変動額合計	6,848	△326	6,521	2,190,243
当期末残高	179,901	△334	179,567	44,107,126

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

兼松エレクトロニクス株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　好　田　健　祐　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　田　將　貴　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、兼松エレクトロニクス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兼松エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

兼松エレクトロニクス株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　好　田　健　祐　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　田　將　貴　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、兼松エレクトロニクス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月23日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

兼松エレクトロニクス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　髙　橋　　薫　㊞

社外監査等委員　栗　林　信　介　㊞

社外監査等委員　加　藤　研　一　㊞

社外監査等委員　藤　本　光　二　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区京橋２丁目13番10号京橋MIDビル　電話（03）5250-6801（代表）

当社７階セミナールーム

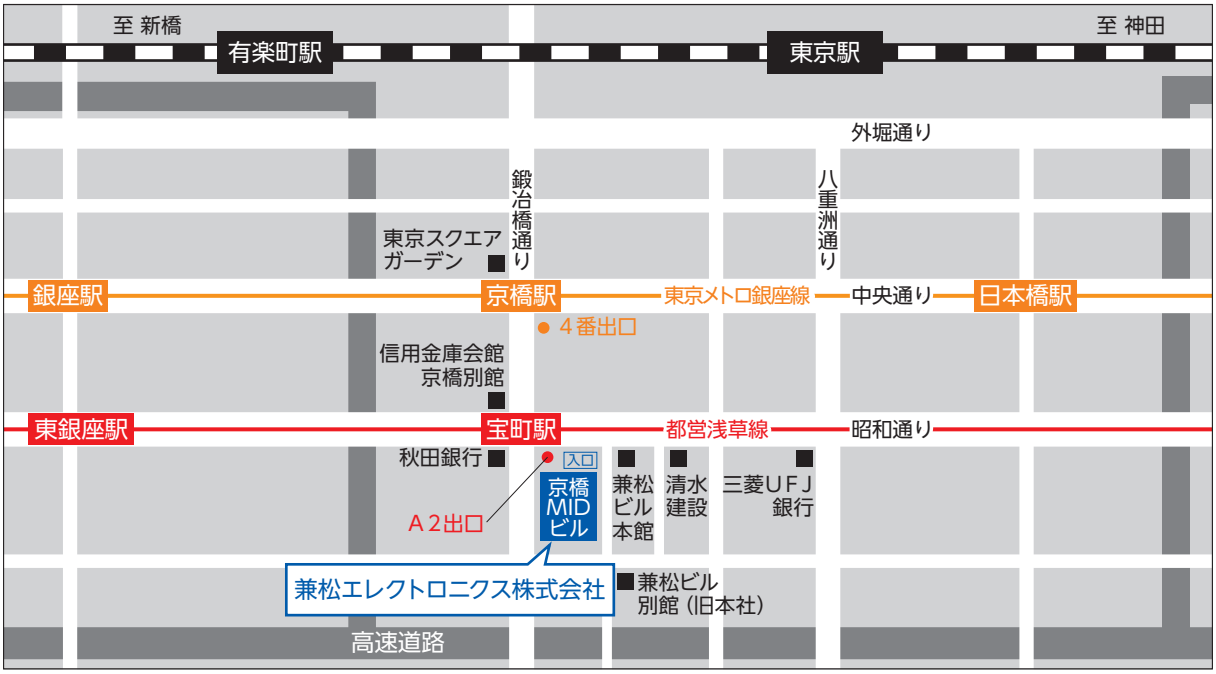

アクセス

地下鉄

都営浅草線　宝町駅　下車　Ａ２番出口より**徒歩１分**

東京メトロ銀座線　京橋駅　下車　４番出口より**徒歩３分**

なお、会場入口は**昭和通り沿いの正面玄関**となります。

- 駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車や自転車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会での株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。